

平成19年6月18日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年5月29日（火）14：00～15：30
場 所 群馬県庁2階 ビジターセンター
講演者 消費生活専門相談員 岡田ヒロミ
参加人員 41名

1 講演内容の概要について

演題： 「安全・安心の確保について ～身近で起こる事故防止や安全対策～」

(1) 規制緩和が関係した最近の重大事故

～ジェットコースター、エレベーター、ガス瞬間湯沸かし器、シュレッダー、耐震偽装、プール、アスベスト～

- ・ 公的施設を民間事業者が管理
市営プール等
- ・ 検査・検定業務の民間開放
建築確認等

(2) 1件の重大災害の陰に300件のヒヤリハット経験

～ハインリッヒの法則～

- ・ 事故情報は国民の共有財産
こんにやくゼリー死亡事故等
- ・ 認知度や効果が低い社告やリコール制度
社告などは分かりやすくすべき。消費者はこれらの情報提供を肯定的に評価すべき。

(3) 紛争処理機関や被害救済の充実

～消費生活センター等への情報提供は被害の5%程度。100%に近づけるべき。
消費生活センターは、商品テスト部門をなくさないで欲しい。安全・安心は消費者にとって最も大切。～

- ・ 紛争処理機関と原因究明機関の連携
- ・ 行政と事業者の損害賠償責任の明確化

(4) 行政と事業者の社会的責任

- ・ 事業者の積極的な情報開示の源は評価
- ・ 消費者や事業者の自立支援は行政の責任

(5)安全・安心な消費生活は対話と信頼

- ・ 必要不可欠な行政・事業者・消費者の対話と信頼
- ・ 事故情報の発信と活用は消費者
消費者が提供した情報が自らの安全・安心となって帰ってくる。

2 受講者からの質問と回答(主なもの)について

Q 消費生活センターで受けた相談内容は消費者に公開してもらえるか。

A(講師) 相談情報は個人情報や事業者の営業上の問題等があり、他の都道府県ではそのまま公表されていない。また、各消費生活センターへ入った相談の内容は、国民生活センターに集まり、特に注意を要するものはHP等で公表されている。

A(群馬県) 当県も、特に注意喚起したい情報を事業者名等を除いてHP等で公表している。

群馬県総務局県民センター

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。